

第 7 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

平成26年12月15日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 7 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成26年12月15日(月曜日)

午前9時59分開議

午前10時58分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成26年度熊本県一般会計補
正予算(第6号)

議案第7号 平成26年度熊本県一般会計補
正予算(第7号)

議案第34号 指定管理者の指定について
報告第1号 専決処分の報告について
報告第2号 専決処分の報告について
閉会中の継続審査事件(所管事務調査)に
ついて

報告事項

- ①阿蘇山中岳噴火に伴う対応について
- ②「稼げる水産業」の実現に向けた施策
の方向(原案)について

出席委員(8人)

- 委員長 瀧上陽一
- 副委員長 九谷高弘
- 委員 村上寅美
- 委員 早川英明
- 委員 岩中伸司
- 委員 堤泰宏
- 委員 井手順雄
- 委員 浦田祐三子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

- 部長 梅本茂
- 政策審議監 濱田義之
- 経営局長 山口達人

生産局長 山中典和

農村振興局長 小柳倫太郎

森林局長 岡部清志

水産局長 平岡政宏

首席審議員兼

農林水産政策課長 田中純二

団体支援課長 山口洋一

農地・農業振興課長 本田充郎

農地・農業振興課政策監 川口卓也

担い手・企業参入支援課長 國武慎一郎

流通企画課長 西山英樹

むらづくり課長 潮崎昭二

農業技術課長 園田誠

農産課長 下舞睦哉

園芸課長 古場潤一

畜産課長 矢野利彦

首席審議員兼農村計画課長 荻野憲一

農地整備課長 池田雄一

技術管理課長 原俊彦

首席審議員兼森林整備課長 長崎屋圭太

林業振興課長 江上憲二

森林保全課長 塩木康博

水産振興課長 平山泉

漁港漁場整備課長 原田高臣

農業研究センター所長 野口法子

事務局職員出席者

議事課課長補佐 浦田光典

政務調査課主幹 福田聖哉

午前9時59分開議

○瀧上陽一委員長 ただいまから、第7回農
林水産常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました議案を議題と
し、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求め

た後に、一括して質疑を受けたいと思いません。なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、梅本農林水産部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

○梅本農林水産部長 おはようございます。

初めに、阿蘇の中岳噴火に伴う降灰を受けてまして、淵上委員長、九谷副委員長には、12月4日に早速阿蘇、上益城の現地を調査いただき、ありがとうございました。また、現地では、地元選出の佐藤議員、堤議員、増永議員に御対応いただき、重ねて御礼申し上げます。

降灰の状況及び農林水産部としての対応につきましては、後ほど報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、高病原性の鳥インフルエンザにつきましては、全国で野鳥の感染が確認され、本県に隣接する出水市においても、マナヅルの感染が確認されたところでございます。

このため、県では、12月1日に緊急防疫対策会議を開催し、ウイルス侵入防止対策の強化、異常のあった場合の早期通報の徹底を図りました。

今後、野鳥の監視を強化するとともに、鹿児島県や地元市町村と連携して、引き続き防疫対策に万全を期してまいります。

それでは、議案等の概要につきまして御説明いたします。

今回御提案しておりますのは、平成26年度一般会計補正予算と条例等関係1件、報告事項2件でございます。

まず、補正予算でございますが、通常分の補正としては総額6,000万円余の増額補正、職員給与改定分として総額1億3,000万円余の増額補正となっております。補正後の農林水産部の一般会計と特別会計の予算総額は66

5億円余となります。

通常分の主な内容といたしましては、平成27年のミラノ国際博覧会におきます畳表のPRに要する経費や、市町村実施の林道施設災害復旧に要する費用等を計上しております。

また、早期発注により来年度前半の事業量を確保し、年間を通じた事業執行の平準化を図るための、いわゆるゼロ県債を設定しております。

さらに、繰越明許費の設定もお願いしております。

次に、条例等議案では、熊本県阿蘇みんなの森に係ります指定管理者の指定1件を提案しております。

最後に、報告事項では、交通事故に係る知事専決処分2件を御報告いたします。

以上が今回提案しております議案等の概要でございますが、詳細はそれぞれ担当課長から説明申し上げますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

また、その他報告事項として、冒頭に申し上げました阿蘇山の中岳噴火に伴う対応及び「稼げる水産業」の実現に向けた施策の方向性の2件について報告させていただきます。

以上、よろしく願いいたします。

○田中農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

お手元の農林水産常任委員会説明資料の1ページをお願いいたします。

平成26年度12月補正予算総括表でございます。

今回の補正は、通常分補正と職員給与改定分の補正でございます。

補正額の一番下の欄でございます。

農林水産部全体の12月補正は、通常分として6,400万円余、職員給与改定分として1億3,800万円余の増額補正で、合わせますと2億200万円余となり、補正後の総額は665億円余となっております。

通常分の補正予算の詳細につきましては、各課から説明いたします。

10ページをお願いいたします。

ここからが職員給与改定分でございます。12ページまでが農林水産政策課関係の職員給与改定分でございます。

今回の給与改定は、人事委員会勧告に基づき、給料表を平均0.55%引き上げるとともに、期末勤勉手当の支給月数を0.15月引き上げるなどの改定を行うものでございます。

職員給与費につきましては、各課同様でございますので、各課からの個別の説明は省略させていただきます。

続きまして、31ページをお願いいたします。

平成26年度繰越明許費の設定でございます。

設定額につきましては、今年度の進捗状況等を踏まえて算出しております。

一番下が合計額でございます。農林水産部全体で111億円余となっております。

続きまして、34ページをお願いいたします。

交通事故に関する専決処分の報告でございます。内容は、35ページの資料で説明いたします。

6の事故の状況でございます。

本年5月15日に、県南広域本部球磨地域振興局農林部の職員が、農業普及指導業務のため、相良村川辺のフルーティロードを公用車で走行中、側道から相手方の普通乗用車が侵入し、公用車の側面に衝突したものでございます。

今回の事故は、職員が優先道路を走行中に、相手方の不注意により発生したものであり、双方の過失割合は、県側10、相手方90となりまして、本年11月19日に和解について専決処分を行ったものでございます。

36ページをお願いいたします。

同じく、交通事故に関する専決処分の報告

でございます。内容は、37ページの資料で御説明いたします。

6の事故の状況でございます。

本年8月14日に、県央広域本部農林部の職員が、農業普及指導業務のため、熊本市西区河内町へ公用車を運転中、前方で信号停車をしていた相手車両に気づくのがおくれで追突したものでございます。

今回の事故は、職員が待ち合わせ場所を確認するため脇見をし、前方の停車中の車両に気づくのがおくれたため、追突事故が発生したものでございます。

過失割合は、県側が100となりまして、本年11月19日に和解及び損害賠償額について専決処分を行ったものでございます。

農林水産政策課からは以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○國武担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課でございます。

説明資料は、2ページにお戻りいただきたいと思っております。

農業構造改善事業費におきまして、256万円の増額補正をお願いしております。

これは、右の説明欄にありますとおり、経営体育成交付金事業の国庫返納金でございます。平成22年度の当該事業により、農業用機械を導入した新規就農者が、平成23年に就農され、機械は助成対象者以外の方が使用されているという事案につきまして、会計検査院から指摘があり、県を通して国庫に自主的に返還するものでございます。

担い手・企業参入支援課の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○潮崎むらづくり課長 むらづくり課でございます。

3ページをお願いいたします。

国庫支出金返納金が3件で、補正額は合計で252万4,000円でございます。

説明欄記載のとおり、1つ目は、過年度に交付した中山間地域等直接支払交付金について、本来対象とならない農振白地に交付されていたり、面積の間違いが判明したことなどから返納するものです。

2つ目は、鳥獣被害防止対策に係る交付金の事業費確定によりまして、事務費などの執行残を返納するものです。

3つ目は、過去に整備したハウスの一部が、隣接する水路の拡張用地に買収されたことから、撤去処分に伴い発生しました益金の国庫相当額を返納するものでございます。

以上でございます。御審議よろしく願います。

○下舞農産課長 農産課でございます。

説明資料4ページをお願いいたします。

農作物対策費のい業振興対策費としまして、190万円の補正をお願いしております。

これは、平成27年5月からイタリアで開催されますミラノ万博における県産イグサや畳表のPRに要する経費でございます。

地元の八代市などと連携し、イグサ・畳表ベンチを日本館イベント広場に10月までの開催期間を通じて設置し、県産イグサや畳表の情報を発信していくこととしております。

農産課は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○池田農地整備課長 農地整備課です。

説明資料の5ページをお願いします。

島田地区農地防災事業におきまして、排水機場の電気設備製作据えつけ工事等を平成26年度から27年度の2カ年にかけて実施するため、債務負担行為の設定をお願いするものです。

農地整備課は以上でございます。

○長崎屋森林整備課長 森林整備課でございます。

説明資料の6ページをお願いいたします。

まず、国庫支出金返納金としまして370万円の補正をお願いしております。

これは、森林環境保全整備事業の施工地につきまして、森林以外に用地を転用することに伴いまして、事業主体が交付を受けた補助金の返還を行うものでございます。

次に、県有林費で970万円余の補正をお願いしております。

これは、県有林の立木販売につきまして、予定収入1億700万円に対しまして、1億5,000万円ほどの売り上げとなったため、土地所有者へお支払いする分収交付金が増額したことによるものでございます。

最下段の林務施設災害復旧費ですが、2,000万円の補正をお願いしております。

これは豪雨により被災した県有林の林業専用道の復旧工事を行うものです。

以上、森林整備課として3,340万円余の増額補正を提案させていただいております。御審議のほどよろしく願います。

○江上林業振興課長 林業振興課でございます。

7ページをお願いします。

上段の林業振興指導費の国庫支出金返納金につきましては、780万円余の増額補正をお願いしております。

これは、説明欄に記載のとおり、過年度の地域林業経営確立林業構造改善事業で導入された施設の財産処分に伴う国庫支出金の返納金であります。

下段の林道災害復旧費の現年林道災害復旧費につきましては、本年8月から9月の豪雨により被災しました市町村が実施する林道施設の災害復旧費1,600万円余の増額補正をお願いしております。補正額の合計は2,382万円余となります。

林業振興課は以上です。御審議のほどよろしく願います。

○塩木森林保全課長 森林保全課でございます。

資料8ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更と追加をお願いしております。

まず、上段、説明欄でございますが、治山事業費で2,300万円のゼロ県債の設定で、限度額を1億7,300万円に増額変更をお願いするものでございます。

これは、24年の広域大水害で、既設の治山ダムに異常に堆積した土石等の撤去を単県事業で行うものでございます。来年の梅雨までに終了する計画です。阿蘇市と南阿蘇村の2カ所を予定しております。

続きまして、32ページをお願いいたします。

議案第34号指定管理者の指定についてでございます。

熊本県阿蘇みんなの森について、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間、株式会社ASOワークネットを指定管理者として指定することの提案でございます。33ページで説明をさせていただきます。

まず、選定の経緯であります。8月26日から9月30日まで募集を行い、1団体の申請を受けて、指定管理候補者選考委員会を10月23日に開催しました。

選定結果については、現在の指定管理者である株式会社ASOワークネットを指定管理候補者に選定しました。

選定の主な理由であります。これまでも適正な施設管理に取り組んでいること、利用促進に向けた自主事業の提案等、選考委員会で高い評価を得、候補者として適当との報告を受けたことでもあります。

資料8ページにお戻りをいただきたいと思っております。

下段でございますが、この管理事業費として、3年間で2,343万円の債務負担をお願い

しております。

森林保全課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○原田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

資料の9ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加を2件お願いしております。

まず、上段の水産環境整備事業費につきましては、有明海東における覆砂工事で、来年度の施工を予定している箇所について、ノリ養殖開始時期までに工事を完了させる必要があります。そのためには年度内の契約が必要となるため、2億9,000万円のゼロ国債の設定をお願いするものです。

次に、下段の単県漁港改良事業費は、県管理の漁港施設において、破損、老朽等により安全管理上支障を来している箇所につきまして、早急に対策する必要があるため、1,200万円のゼロ県債の設定をお願いするものです。

漁港漁場整備課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○淵上陽一委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思っております。

質疑はありませんか。

○堤泰宏委員 4ページですね。いつも出ますけど、イグサですたいね。今住宅にはほとんど畳表は使わぬですもんね。イグサの振興という、これはよっぽど工夫していかんと、かなり厳しくなると思うですね。何か畳表以外にですよ、これはミラノで国際博覧会ですから、これは畳表以外の何か使用目的みたいなことでやっとなはっとなかなと思うて、ちょっとお尋ねします。

○下舞農産課長 農産課でございます。

この5月からのミラノに関しましては、10月まで、およそ180日間開催されますけれども、日本館のイベント広場というのがございます。そのイベント広場に、畳表の座面を使って椅子を設置しまして、18脚設置しますが、それが要は熊本県産であることとかいう情報をプレートにつけて、PRをしようということでございます。

○堤泰宏委員 私はもらったんですけど、スリッパですたいね、イグサのスリッパを持つととですよ。とても履き心地がよいからですね。まあ、ひとつちよつと材料としてですね。

とにかく、もう住宅はほとんど畳を使わぬですもんね。公団、県営住宅あたりも、畳表を使った部屋は洋間に変えやおらんかなと思うとですよ。そこら辺を考えてイグサ振興をせんと、なかなかこれは難しかと思うですね。目的ばうち間違わぬごつですな。いっちょよろしゅうお願いします。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第7号及び第34号について、一括して採決をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外2件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 異議なしと認め、よって、第1号外2件は、原案のとおり可決する

ことに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることについて、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が2件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、担当課長から御報告をお願いいたします。

○田中農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

阿蘇山中岳噴火に伴う対応について御報告いたします。

資料は、農林水産常任委員会報告資料、(1)阿蘇山中岳噴火に伴う対応についてという資料で御説明いたします。

まず、1ページをお願いいたします。

1の被害状況及び対応についてでございます。

今回の噴火では、主に阿蘇市、高森町、山都町で農作物等への降灰が確認されております。噴火時はほとんどの作物で収穫を終えており、一部収穫が残っているキャベツや施設園芸への降灰の影響が懸念されましたので、直ちに降灰状況調査、技術対策を実施しました。

まず、キャベツでございます。

写真のように、外側には灰の付着が確認されておりますが、通常の出荷よりも外側の葉を2枚程度多く除去するまたは収穫後洗浄することにより、JA等へ出荷することができております。

次に、下の施設園芸でございます。

ハウスに降灰が確認されましたので、ブローヤーやミスト機などを活用し徐灰を行い、太陽の光がハウス内に差し込むようになりました。

次に、2ページをごらんください。

家畜飼料への降灰の影響も懸念されておりますが、平成元年の阿蘇山の噴火を受けて、県農業研究センターで研究が行われ、家畜への影響は少ないとの研究報告がっております。

(2)の林業関係では、シイタケについても降灰が確認されており、被覆シートなどによる対策を検討しております。

(3)水産関係につきましては、内水面の養殖への影響は確認されておりましたが、引き続き調査を行ってまいります。

次に、下の2、これまでの対応状況でございます。

11月25日の噴火以来、県では、各地域振興局と連携し、被害状況、影響調査を行ってまいりました。11月28日には、農林水産部による現地調査を行ったところでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

12月4日には、淵上委員長、九谷副委員長、地元選出の堤議員、佐藤議員、増永議員による現地調査が行われたところでございます。

(2)の技術等対策でございます。

降灰確認後には、農業、林業ともに降灰対策を発出し、JAや椎茸農協、市町村を通じ、広く農家に対して周知を行ってまいりました。

12月5日には、生産者からの相談にきめ細やかに対応するため、阿蘇、上益城、菊池の3地域振興局に相談窓口を設置いたしました。

4ページをお願いいたします。

(3)対策会議でございます。

11月27日に部内に阿蘇火山被害対策会議を

設置し、12月1日に同会議を開催いたしました。

次に、(4)販売対策でございます。

販売対策につきましては、県内市場に対して風評被害防止をお願いし、また、降灰に遭われた農家の方々が元気を取り戻せるよう、12月5日の県庁を皮切りに「元気！ASOの恵みキャンペーン」を開催しております。

最後に、3、今後の対応についてでございます。

今後、農林水産物の被害状況について、引き続き市町村、JA等と連携して調査を実施するとともに、状況を踏まえ、必要となる対策について検討してまいります。

また、冬キャベツや生シイタケは、野菜価格安定事業の対象になっております。降灰の影響があった地域の多くは加入されておりますが、一部未加入のJA等があることから、事業への加入を積極的に推進してまいります。

続きまして、5ページをお願いいたします。

冬キャベツの価格補填の概要について御説明いたします。

この制度は、販売した野菜の市場価格が著しく低落した場合に、生産者、県、国が積み立てた資金を財源として、保証基準額と市場販売価格との差を補填する事業でございます。上益城、阿蘇の冬キャベツについては、それぞれ野菜価格安定の対象となっております。

面積や共販の状況により、国の制度の対象となるもの、県の制度の対象となるものがございます。左側の上益城地域につきましては、国の産地指定を受けており、加入農家は、中段の保証基準額58円と市場販売価格との差額の9割が補填される仕組みとなっております。

右側の阿蘇地域につきましては、県の産地指定を受けており、加入農家は、中段の保証

基準額58円と市場販売価格との差額の8割が補填される仕組みとなっております。

報告は以上でございます。

○平山水産振興課長 水産振興課でございます。

報告事項、(2)「稼げる水産業」の実現に向けた施策の方向性について御説明いたします。

海づくり大会開催後の水産振興についての検討を進めるため、本年1月から、それぞれの地区ごとに関係者の皆様方と意見交換を行い、各地区が抱える問題点の抽出や今後進むべき方向などについて協議をいたしました。現在、その結果を水産業の将来ビジョンとして取りまとめ中でございますが、本日は、その概要について御説明いたします。

1枚めくっていただき、A3のページをごらんください。

各地域の現状や施策の方向性についてまとめたものです。

まず、有明地域では、地域の現状として、漁場環境の悪化、アサリ資源の減少やノリ養殖経営体の減少などが進んでいることが課題でした。

次に、不知火地域では、北部地域での漁場環境の変化やアサリ資源が減少していること、南部の地域では、水産資源の減少や魚価が低迷していることが課題として挙げられました。

天草地域では、水産資源の減少や魚価の低迷、夏場の赤潮被害、そして、基幹産業である水産業の不振が地域の活力低下につながっていることが課題と考えられました。

この課題に対処するため、地域ごとに施策の方向性を、それぞれ3つの柱としてまとめて取り組むことといたしております。

次のページをお願いいたします。

本日は、その施策の中から、主要な7つの取り組みについて御紹介させていただきます

す。

各浜では、海域ごとの施策の方向を踏まえ、浜の実態に応じた浜の活力再生プランを策定いただき、魅力ある漁村の創生に取り組んでいただきたいと思います。

次のページをお願いいたします。

アサリ資源の早期回復に向けた取り組みの推進です。

資源管理や産卵母貝の確保などのソフト事業と、覆砂や耕うん、作濡などのハード事業をあわせて実施することで、アサリ資源の早期回復を目指してまいります。

次のページをお願いいたします。

2、ノリ養殖業の協業化の推進です。

本県は、経営規模が地区ごとに異なるため、画一的な取り組みではなく、経営の規模に応じた熊本型の協業化を推進し、コスト対策を進めることで所得向上を目指してまいります。

次のページをお願いいたします。

栽培漁業、資源管理型漁業の推進です。

マダイ、ヒラメなどの種苗共同放流の実施と漁獲のサイズや時期を制限する資源管理をあわせて実施することで、資源の回復を目指してまいります。

次のページをお願いいたします。

4、クマモト・オイスターの安定生産に向けた取り組みの推進です。

クマモト・オイスターの種苗生産体制の整備と養殖技術、特に夏場の養殖管理の方法を確立することで、新たなブランド品として市場供給を目指してまいります。

次のページをお願いいたします。

5、6次産業化に向けた取り組みの推進です。

直売所の開設や量販店との直接取引や新たな加工品の開発など、地域の6次産業化を進めることで、魅力ある地域の創生を目指してまいります。また、6次産業化に当たっては、民間企業の資本力や技術力も積極的に活

用してまいります。

次のページをお願いいたします。

6、輸出拡大に向けた取組みの推進です。

輸出先のニーズを的確に捉え、県産水産物とのマッチングを行う産地問屋の機能充実を図ることで、需要が拡大しているアジア市場への販路を拡大し、輸出拡大に取り組んでまいります。

次のページをお願いいたします。

7、水産業のイノベーションの推進です。

将来への投資として、大学などとの共同研究や連携により、革新的な調査研究を推進してまいります。

今後、本日説明いたしました案をもとに、次のページから本文を添付いたしておりますけれども、この原案をもとに、各海域の関係者の皆様方と再度意見交換を行って、現場の意見を踏まえて、3海域の将来ビジョンを取りまとめてまいります。

水産振興課は以上でございます。

○淵上陽一委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○岩中伸司委員 阿蘇中岳の被害の状況を報告いただきましたけれども、現状ではそう際立って、まあ補償が幾ら必要だとか、そういうところまではないように報告を受けたんですが、キャベツも使えるということで、ほかに特別変わったというか、これは対策が必要だなというところはないんですかね。

○田中農林水産政策課長 大体阿蘇が夏秋ということで、収穫時期は終わっていますので、キャベツを初め、ここに報告しましたとおり、洗って洗浄するというふうな形で対応ができております。

あと、シイタケ関係が、被覆シートでの対応が現地に行ったときも農家のほうからあり

ましたので、そのあたりの対応については検討中でございます。

○古場園芸課長 あと、今ハウスの中でイチゴが栽培されておりますけれども、降灰後に灰をブロワーというやつで吹き飛ばして、その後雨が降っておりまして、今のところイチゴでの被害というのは確認されておりません。影響はございません。

○岩中伸司委員 そうすると、いろいろ降灰は続いているようではございますけれども、際立った農作物への被害というのは、一番最後に報告をいただきましたけれども、仮にいろいろあったら、価格補償の部分はこういう形でやるということでしょうか、的確にやっていたきたいなというふうに思います。私も、現地に行ってみらないかぬなどは思っておりますけれども、よろしく願いしておきます。

○淵上陽一委員長 また委員の先生方には、一回また現地の視察をしていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

○堤泰宏委員 この前、委員長、副委員長初め皆さん、来ていただいてありがとうございました。

結局、今後、長期予報がどうなってくるかですよね。来年の春までに終息すれば、恐らく被害はほとんど出ないですよ。これが長引けば、やっぱりかなり対策を打っていただかん。

大体阿蘇というのは、昔はカライモとか大根とか、根物が多かったですよ。そして、大豆、小豆、殻をかぶったやつですよ。降灰は頻繁にあつたもんですから、まあ時代が変わって、昭和50年代に1回どかんて来て。そのときに、ピーマンあたりが高

森の一部に入っって、降灰の影響があつてですね。で、ピーマンにビニールをかぶせないかぬということで、雨よけハウスと言うて、ちょっとそ言うて、雨よけハウスを導入したんですよ。横はあいているとをですね、安上がりの。上だけ張って。そういう対策をした経過があります。

それから、またしばらくおさまって、意外と降灰はこの何十年かは少なかったですもんね。今度の場合は、何か御嶽山がどぎゃん、桜島がどぎゃんて言うて、テレビ等でかなりやっておりますので、やっぱり阿蘇の農家の人は不安は持っていますもんね。それで、長期予報をしっかりと確認せんといかぬと思います。

京都大の火山博物研究所ですかね、あれが、100年にはならぬと思うですけど、かなり長い間、阿蘇の火山をずっと観察しておりますので、桜島と阿蘇山はかなりデータがあるはずですよ。ですから、そこはやっぱり熊本県としては、緻密な情報収集を私はさせていただかんと、とにかく阿蘇はあんな広い地域ですから、後で、あらしもたじゃいかぬと思います。

国に対しても、もし降灰が長期化するような予想がはっきりしたときには、かなりお願いをせないかぬと思いますですね。

それからもう1つ、畜産は、まあ人工飼料もありますけど、阿蘇の場合は、今から牧草でやっていこうというのが主流ですから、在来草ですね。昔は、在来草は、降灰があつても牛は食いよつたですもんね。獣医さんあたりも——あんまり食つちよるとあれですけど——それはもう学術的に、阿蘇の降灰をかぶつた牧草とか、在来草を牛が食つても、影響があるかないか、そういうとも出してもらわないかぬと思うですね。

昔は阿蘇には酪農はなかったですけど、今は酪農もかなり入ってきておりますので、今度は乳質の問題とか、いろいろ出てくる。そ

ういうことも、一応阿蘇の酪農の人たちも心配しておりますので、いろいろ手を打っていただきたいと思います。

これは答えじゃないけんでですね。まあ、部長か畜産課長さんからちょっと。

○梅本農林水産部長 きょうの御報告では、当面の価格安定対策を中心に申し上げましたけれども、今御指摘のように、やはり中期化するということをしつかり頭に入れなくてはいけないと思っております。

それから、作物も、阿蘇高菜とか、今度春先に出てきますので、いろいろそのときそのときの適切な対応をきちっとやっていきたい、そして国とも一緒になって、地元と御相談していきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○堤泰宏委員 もう御存じのように、ほとんど後継者がいないんですよ。この降灰で農業離れしたら、もう帰ってこぬと思うですよ。阿蘇の農業にとっては、今度の降灰は非常にこれは危機的でもあるし、うまく処理してやると後継者が安心して残ると思うので、よろしくお願いたします。

○井手順雄委員 今火山灰が降っておるんですが、今北西の風がほとんどだと思ふ、今の時期はですね。そうした場合、耕作エリアというか、例えばこれが春になったら、今度は東南あたりからの風が吹いてきだしたらというところで、どっち風というか、そういったところの予測というのはどうでしょうか、今後。風次第で影響が出てくるわけでしょう。そういったところはどぎゃん見とんなはるですか、県としては。

○田中農林水産政策課長 先般、県庁内の連絡会議というのがございまして、そのときに熊本の气象台のほうからの資料が出ておりま

す。

そのときに、井手委員がおっしゃったとおり、当期は北西の風が中心となるということです。これが春になりますと、南東の風というふうに、方角が真反対になります。その後、夏でまた南西の風、また秋になると北東の風というふうに風向が変わってきますので、その影響する範囲が季節によって変わってくるというふうな説明がございました。

○井手順雄委員 例えば春ぐらいになったら、風が反対向くでしょう。そのときの耕作面積というのは、どういった状況になるとかな。広くなるのかな、被害が。被害というか、面積が広くなるのかな。今の言う意味わかる。

やっぱり風向き次第で、いつまでんこの火山灰が降りよるならば、360度灰が舞うわけたいな。だけん、そこら辺の対策というのも、今後風向き次第では打っていただきたいし、あと1つ心配は、これは有明海にも影響してくっどですよ。

というのが、この火山灰というのが一番、水に溶けて最終的には有明海に流れてくると。こうした中で、またこれはヘドロがふえるんじゃないかというふうな懸念もありますので、そこら辺もちょっと気にかけて、その降灰量、河川に流入する量、この辺も把握していただきたいなど。そして、もしそれが多かったら、どこか上流側でどぎゃんかどめるとか、そういった対策もちょっと考えていただきたいなという、これは要望です。

以上です。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。——なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

○村上寅美委員 阿蘇と関連する問題ですけ

ど、ミカンの極わせというのが終わりましたが、10数年ぶりのあれで、市場に持っていても売れないと、腐敗して売れないというような現状なんです。

ところが、これはもう1年かかって——野菜ものと違って1年かかってなったミカンが、極わせについてはそういう状況だということから、ちょっとこれは古場課長かな、現状と価格をちょっと報告してくれぬかな。資料は出しとらぬだったかな。

○淵上陽一委員長 きょうの資料には、ここにはないです。

○古場園芸課長 資料はございませんが、説明させていただきます。

極わせでございますけれども、8月の日照不足の影響もございまして、非常に特選品の合格率が低かったというふうな状況にございます。そういうことで、価格はかなり低迷をいたしております。

わせのほうも、引き続き価格が低迷をいたしまして、現段階、11月下旬までの販売累計で、単価がキロ当たり166円というふうな状況にございまして……

○村上寅美委員 いつまで、これは。

○古場園芸課長 11月下旬でございまして。前年比の8割というふうな状況で……

○村上寅美委員 前年の8割。

○古場園芸課長 8割です。それから、直近の単価ですけれども、11月の29日で、果実連の販売の単価でございまして、キロ当たり146円というふうな状況にございまして……

○村上寅美委員 緊特、これの価格が乗る

の、乗らないの。ちょっと詳しく説明せな、みんな知らぬのだから。

○古場園芸課長 国の制度である緊急需給調整特別対策というのがございますが、その発動基準が、4大市場の全国旬別の卸売単価が、過去の6カ年の全国の平均単価を20%程度下回って、今後も継続して価格低下が予想される場合に発動されるということになっておりまして、今の段階で——9月からずっとでございますけれども、2割以下になっていないということで、今の国の基準の中では発動されないというふうな状況でございます。

○村上寅美委員 だから、あなたのは断片的な話だけど——166円で、11月現在で146円だけど、6カ年の基準が幾らなのか。それから2割カットするのは、幾らになれば発動できるのか。現段階では発動できませんと。だけん、この価格差なんかを教えてもらわないと。実は、きょう、議連の果樹部会の役員会をするんだけど、果実連とそれからJA熊本市から——もうどうすることもできないというような現状になつとるわけたい。あなたも知つとるはずだ、それは。

だから、その辺をして——実は、僕は、きょう上京するんですよ、農水省に。要望があったから。一応してきますけどね。だけん、基準に合わないということは、どの程度合わなくて、そして、この対策はもうどうすることもできないのかどうなのかということ、この委員会も含めて、それから、県としての4大市場と云ったら、要するに静岡、和歌山、愛媛、熊本だろう。4大生産地は。

○古場園芸課長 市場のほうでございますので……

○村上寅美委員 4大市場のほうか、今度は。どこどこね、4大市場は。

○古場園芸課長 関東、関西……

○村上寅美委員 東京と大阪。

○古場園芸課長 東京と、それから東京周辺……

○村上寅美委員 周辺って何や。4大市場だけん。言うときよかたい。4つ言うときよかだけん。

○古場園芸課長 東京周辺の、いわゆる関東の……

○村上寅美委員 東京周辺の4大市場。

○古場園芸課長 と、それから関西も合わせた4大市場です。

○村上寅美委員 都市型たいね、都市の。

○古場園芸課長 はい。

○村上寅美委員 そこが一番量もはける、相場もとれるところじゃあつとたいね。

○古場園芸課長 大消費地でございます。

○村上寅美委員 だから、その辺どがね、価格の説明は。

○古場園芸課長 午後の幹事会では資料を御用意していたんですが……

○村上寅美委員 幹事会以上に、これは委員会だから。

○古場園芸課長 はい、失礼します。
今申し上げた基準単価8割というのが、こ

これは上中下で10日ごとの平均単価ということになっております。

まず、9月の下旬では、169円が基準単価……

○村上寅美委員 9月の。

○古場園芸課長 基準がですね。それから10月の中旬が160円、それから10月の中旬が134円、10月の下旬が125円、それから11月に入りまして、11月の中旬が187円、11月の中旬が176円、11月下旬が166円というふうになっております。

それに対して、先ほど申しあげました4大市場の平均の卸売単価でございますけれども、いずれもこの額を今のところ下回っていないというふうな状況になっております。

○村上寅美委員 それで、これはもう生産者立場で聞き取り調査と現実を——果実連で私も役員をしておるから、出ているのに、やっぱり今言った4大市場を中心に量ははくけど、やっぱり1キロに対して80円ぐらいの経費がかかるんです。運賃から全てのランニングコストが80円。だから、そういうのは非常に九州なんかは不利なんですね。運賃コストだけでも20円近くかかるから。

そういう不利な中で、生産地の価格差なんかという適用がないでしょう、今は。もう市場一本だから。何とかしないと、阿蘇の灰もそうだろうけど、もうミカンはどうすることもできないという現状に来ているんですよ。私が河内だから言うわけじゃないけど、河内、天水、それから松尾。この周辺の専業農家。これ1本でというのは、もうどうすることもできない。

いろいろ畜産、いろんなところがそういう問題があると思うけど、こういうのの対策を県あたりで検討をしてもらいたいし、その検討したのは国に上げて、公式に声を出さない

と、生産者は、今言うのは農協、JAあるいは果実連、そこどまりになってしまうから。ぜひその辺のところを、個人的意見じゃなくて、やっぱり果樹というところでの取り上げを、部長、検討してもらいたいと思うんだよな。

生活できないんだから。生活できないということは、後継者も少ないし、淘汰してしまうということになるわけです。輸入品に頼るだけでいいのかという問題が出てくるわけね。これは全ての農林水産に言える問題と思うけど。その辺をひとつ将来ビジョンとしてぜひ県でも検討してもらいたいなと思って、JA熊本市と果実連と一緒に、私はそういうことで、きょう、委員長、上京してきますから。で、把握して、一応情報としてはですね。だから、ぜひ県も検討してもらいたいということを要望しておきますから。

何かあるなら、心構えを言うてごらん、部長。

○梅本農林水産部長 ありがとうございます。ミカン農家の今の大変厳しい状況については、私どももきちっと受けとめなくてはなりませんし、認識しております。

先ほど説明しました、降灰のときもありましたような価格安定対策が制度としてはあるんですけども、今委員御指摘のように、きめ細かな運用というのがなかなか難しい状況になっております。

ここについては、遠距離である熊本のコスト高になる状況とかを国にアピールして、弾力的運用を求めている状況でございますが、なかなか制度の改革まで至っておりません。

今回の先生方の御要望とか、また県も一緒になって申し上げまして、できるだけミカン農家の意向に沿うような形でしていきたいと思っておりますし、制度的な検討もやっていきたいと思っております。

○村上寅美委員 だから、三位一体じゃないけど、生産者、これはJAだな。それから県、それから国。これは三位一体で研究してやっていくと。国会議員の議連もできているんですよ、水産もこれも。だから、そこまでまあ真剣と言うと何だけど、積極的に対応してくれないと、特に熊本は海の話もそうだけど、非常にむしゃんよか名前ばつけて、有明、八代、天草、あれしとるから、これはこれで一つの刺激にはなるけど、実態を知ってやっとなんもう10年来言ってきたけど、国が諫早ばかりあれしてから、有明海の現状ということに対して、4県の知事が顔を合わせるといふところまで来たじゃないですか。これは言い続けてきて、環境問題を含めて、そしてやっとなん実現したといふようなことでしょう。

だから、すぐはできなくても、やっぱり第1次産業の農林水産、中小企業もそうだけど、こういうのはやっぱり霞が関はわからぬから、あそこはペーパーだけしかわからぬから、やっぱり現実を直視するような政治であり、行政であってほしいと、霞が関が、ということをお願いしたいと思いますから。答弁は要りません。ぜひひとつ要望しとくから。

以上。

○浦田祐三子委員 ことしは表年ですよ。表年ということは、来年は裏年なので、またいろいろ……。

○古場園芸課長 ことしは裏年でございます。

○浦田祐三子委員 裏年なんですよ。とにかく、私も、毎回一般質問等させていただいていますが、本当に果樹農家の皆さんは、ことしこそはという思いで毎年頑張る努力もされていらっしゃると思いますので、ぜひ、先ほど村上委員からもありましたとおり、私

からもしっかりと要望させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○瀨上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。

○九谷高弘副委員長 農協改革についてですけども、前回だったかな、一応提出させていただいたのですが、再度ということ。

JAは、営農指導を初め、非常に地域において暮らしを支える重要な社会基盤となっております。

そして、今後、予定されている総合事業の展開や准組合員の事業利用、そして、新たな中央会制度の位置づけに関する農協法の改正内容等によっては、JAが十分な役割を發揮できず、農業振興や地域振興への影響を懸念する声が上がっています。

地域JAが、主体的に創意工夫を發揮し、農業者の所得向上と地域活性化を実現するために、現場の視点に立った農協改革を実施すること、農協法の改正等に当たっては、JAグループの自己改革内容を尊重することを求める国への意見書の提出を提案いたします。

○瀨上陽一委員長 ただいま、九谷副委員長のほうから意見書提出についての御提案がありました。九谷副委員長が意見書(案)を用意していますので、配付します。

(意見書(案)の配付)

○瀨上陽一委員長 それでは、配付した意見書(案)について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○村上寅美委員 これは問題ないけど、関連で、全中と全農とあるだろう。物流と何。その辺の説明を明確に誰かできぬかな。事業内容を。

○山口団体支援課長 おっしゃられますとおり、地方レベルでは、熊本県中央会、それから熊本県経済連がごぞいます。これらを全国レベルで取りまとめたところとして、全中が中央会の、まあ総本山、いわゆる個別農協の監査、指導等を行うと。全農は、御承知のとおり、経済部門を重点的にやるところでございます。

○村上寅美委員 これにはいいですけど、さっきミカンの話を70円、80円でしたけど、全部生産者を食っているんですよ、全農にしる、何百億で。全部生産者に来ているんですよ、これは。だけん、全農は日本一の消費者になっている、今。そうでしょう。消費者関係になっている。ということは、生産者を食っているわけよ、これは。そういう点の改革は、全農もすべきだと思うよ。これはもうこれでいいけどね。

そうしないと、全部、特に北海道と九州。福岡を除いて、TPPなんか発効されたら、単年度でどういう手当てをしても、やっぱり10年スパンぐらいで専業農家の育成をしないと、生きていけぬよ日本は。そういうことになりますよ。今の有明海みたいに。何十年って砂とらせとるじゃないか、工業用に。そのツケが今来とっとたい。これは漁民のあれだけだね。例で言いよとただけんね。

だけん、全ての、全ての要因があるわけ、有明海問題にしる、これにしるね。だから、1つが原因じゃなくても、やっぱりそういうところは、さっき梅本部長に言ったように、じゃあ5年後どうなるか、10年後どうなるか、当面はどうなのかということを経営的に対応してくれないと、生きていけないんですよ、第1次産業は。これを強く要望しとく。海であろうと、山であろうと。

以上です。

○淵上陽一委員長 それでは、自主性を尊重

する農協改革を求める意見書ということでは意見がないということでありますので、それでは、委員会から議長に意見書の提出をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

異議なしということで、意見書は大丈夫でしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 ほかにその他で何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

次回の委員会については、1月27日火曜日午前10時からを予定しております。なお、正式通知については、後日文書で行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして第7回農林水産常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時58分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長